



特定商取引法・預託法改正で変わること ～消費者被害が少なくなるってホント？～ 開催報告

特定商取引法・預託法が6月の国会で成立し、今回の改正で消費者被害が防止されることが期待できます。

しかし、消費者が承諾すれば契約書を紙の書面ではなく、電子メールなどでデジタル書面を交付すればよいこと(契約書面の電子化)も決まってしまうました。契約書面の電子化により、訪問販売等で新たな手口による被害が発生することが懸念されます。

法改正により消費者にとって良くなること、気を付けなくてはならないことについて学ぶことを目的に開催しました。

日時： 2021年7月29日(木)14:00～15:30

ZOOM を活用したオンライン学習会

講師： 釜井 英法 弁護士

(日弁連消費者問題対策委員会 委員長)

参加： 21名



2021(令和3)年 特定商取引法・預託法改正の概要と課題 & 消費者法全体の中での位置づけ

消費者取引に関連する法律全体の立法・改正状況を概観した上で、2021年度特定商取引法・預託法改正についての、経緯・評価・課題を具体的な事例を交えてお話していただきました。

特定商取引法(特商法)・割賦販売法(割販法)・消費者契約法(消契法)の概要

〔特商法〕 クーリング・オフ、不実告知等誤認による契約取消権、中途解約権、過量販売解除権。

〔割販法〕 3者間取引、クレジットカード取引や契約書型クレジット契約に関する法律(マンスリークリア取引は不適用)。

〔消契法〕 取消権(誤認類型、脅迫型困惑類型、つけ込み型困惑類型、過量契約)、契約条項の無効、団体訴権。

なぜ、改正等が必要なのか

①訪問販売等の悪質商法が止まらず、悪い意味で「進化」し続けている現状があること、②コロナで一気に加速しているデジタル社会化＝オンライン取引の増大＝キャッシュレス決済増大等による通信販売の分野での消費者被害が増えていること、③2022年4月1日から成年年齢引き下げが実施され、若年者の消費者被害が増大することが危惧されていることなどから消契法や特商法の改正が必要となっている。また、2022年12月は特商法2016年改正行後5年の見直し時期となっており、ここでは、悪質商法が絶えない訪問販売等の不招請勧誘規制が議論されることが求められている。

今回の特商法・預託法の主な改正事項

【消費者のためになる改正】

- 〔詐欺的定期購入の規制強化〕 表示事項義務と虚偽誇大表示の禁止。不実告知の禁止。違反行為について罰則と取消権の付与、適格消費者団体の差し止め請求の対象に追加。
- 〔送り付け商法の原則禁止〕 14日の経過を待たず、即時に返還請求権を喪失。
- 〔クーリング・オフの通知〕 「書面」のほかに「電磁的方法」によるクーリング・オフの通知を認める。
- 〔販売預託商法の原則禁止〕 販売を伴う預託等取引を、商品の種類ごとの事前承認制、契約ごとの事前承認制で規制し罰則を強化。

【問題のある法改正】

- 〔書面交付義務の電子化〕 申込者の承諾を得て、電磁的方法により契約書を提供することができる。

※書面交付義務の電子化の問題点

- ・クーリング・オフの機会を与えるという契約書面の消費者保護機能が骨抜きとなる恐れ。
- ・不意打ち勧誘や利益誘引勧誘によって受け身の立場で、本体の契約を承諾させられる取引類型の場合は、積極的な承諾はほとんど観念できず、消費者の承諾は歯止めにならない。
- ・不意打ち勧誘による訪問販売・電話勧誘販売や利益誘引型勧誘のマルチ商法等に書面の電子化を導入することは必要性もなく弊害を招くばかり。



今後の取り組み

新たな被害拡大を防止できるような内容の政省令となるよう、検討会での論議の内容を注視するとともに、外からの働きかけが必要。特商法5年後見直しの運動ともセットで(消契法改正、成年年齢引下げ対策とも絡めながら)。

閉会挨拶 五十嵐 ちづ子(多摩のくらしを考えるコンシューマーズ・ネットワーク)

今日は釜井先生に、特商法・預託法改正を中心に、消費者取引・消費者保護の法律全般をどの様な結びつきで考えていくかという、大きなお話をいただきました。

東京消費者団体連絡センターでも、契約書面の電子化に関する意見書や宣言を出しています。これから私たちも勉強を重ね、頑張っていきたいと思います。



アンケートより(一部抜粋)

- ・法律の学びだけでなく消費者問題の認知をどう広げるか、かしい消費者とはどうあるべきかを考えることができました。
- ・法律の条文をすべて頭に入れることはできないけれど、問題点を指摘していただけて、何を気にすればよいか分かってよかった。2年後の施行、5年後の見直しなどに向けて、計画的に行動を起こしていけるとよいと思った。
- ・今回の改正についての経緯、評価、課題をわかり易く説明してくださりありがとうございました。さらに今後の法改正の検討課題を具体的に示して下さい、大変参考になりました。
- ・消費者問題は学習の機会がなければ、知らないまま暮らすことになります。消費者取引に関する法律の学習会は久しぶりでしたが、なるべくたくさんの方が、消費者問題を学ぶ機会を持ってほしいと思いました。
- ・消費者被害を予防するために、みんながつながることの大切さや、学校での消費者学習などの話が出されたのも良かったと思います。